

## 別表

委任を受ける職員の官職	委任する事務の範囲	委任する期間
法務局長	公証業務に関する事務 (法務局が所掌しているものに限る。)	令和4年3月31日まで
地方法務局長	公証業務に関する事務 (地方法務局が所掌しているものに限る。)	令和4年3月31日まで
地方更生保護委員会委員長	更生保護事業に関する事務 (地方更生保護委員会が所掌しているものに限る。)	令和4年3月31日まで
保護観察所長	更生保護事業に関する事務 (保護観察所が所掌しているものに限る。)	令和4年3月31日まで

※ 委任する期間について、当該期間が経過した後引き続き個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第40条第1項の規定による権限を委任することについて、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第13条第2項及び第14条第2項の規定に基づく個人情報保護委員会との協議が調った場合は、引き続き委任する。